

救急救命九州研修所 空調設備定期点検及び保守管理業務委託仕様書

1 概要

本仕様書は、一般財団法人救急振興財団救急救命九州研修所（以下「研修所」という。）各事務室に設置する空調機器（パッケージエアコン）及び付属品（以下「機器等」という。）の定期点検及び保守管理業務委託（以下「業務」という。）について、次のとおり定めるものである。

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

なお、契約の更新については、次のとおりとする。

- (1) 契約の相手方に決定した者については、契約期間中に問題がなく、弊所が必要と判断した場合には契約の更新ができるものとする。
- (2) 契約更新をする場合には、契約（委託）期間の3か月前に当研修所から契約の相手方にその旨を通知し、双方が合意のうえ、当初の契約と同等の条件により年単位で契約を更新する。
- (3) 契約の更新については、最長5年までとし、当研修所が必要と判断した場合には再度業者選定を行う。

3 保守管理の対象機器等

- (1) 定期点検
別紙1のとおり。
- (2) 保守管理
別紙2のとおり。

4 業務内容

- (1) 定期点検
 - ①受託業者は、機器等が正常な機能を維持するよう、定期点検を実施する。
なお、平成27年4月1日施行の「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成13年法律第64号）に係る年4回の簡易点検（以下「簡易点検」という。）を点検項目に含める。
 - ②点検項目等は別表1-1（定期点検項目）及び別表1-2（簡易点検項目）のとおり。

(2) 保守管理

①故障、水漏れ時の緊急対応

パッケージ全体の故障、水漏れを対象とする。

②故障部品の修理及び消耗品の補充並びに調整作業

冷媒、オイル、圧縮機、送風機、基板、電装部品及びリモコン等を対象とする。

③その他

上記3の対象機器等の保守管理に当たって必要な業務

5 実施時期

(1) 上記4(1)の業務は、年4回必ず実施するものとし、実施時期については、7月、9月、12月及び3月とする。

(2) 上記4(2)の業務は、保守管理期間中、随時実施するものとする。

6 契約除外項目

(1) 室内機及び室外機の熱交換器の洗浄作業

(2) 機外の冷媒配管のガス漏れ、加湿及びドレン管の水漏れ補修作業

(3) 全熱交換器の点検、フィルター清掃作業

(4) 天災及びこれに準じる事故による破損修理作業

7 4(2)の故障時の緊急対応

(1) 故障時における一次対応(※)は原則、即日実施すること。なお、故障が17時以降に判明した場合は、翌日中に実施するものとする。ただし、研修所担当者(以下「担当者」という。)がやむを得ないと認める事情がある場合はこの限りではない。

(2) 空調設備に不具合があり、研修所の運営に支障をきたす恐れがある場合は、昼夜問わず連絡がとれるような体制を整えること。

(※) 一次対応では故障診断、担当者への状況報告及び対応についての提案を実施するもの。

8 実施計画書

業務の実施に当たっては、担当者と協議及び打合せの上、実施計画書を提出すること。

9 業務責任者の選任及び緊急対応時の連絡先

(1) 業務の実施に当たっては、速やかに業務責任者を選任し担当者に届出を行うこと。

- (2) 業務責任者は、業務を統括し、担当者の指示に従い、業務の円滑かつ確実な実施に努めること。
- (3) 業務責任者は、平時における電話等の連絡先の他、上記7(2)に対応するための連絡先を(1)に併せて登録すること。

10 実施に当たっての注意事項

- (1) 研修所施設に破損・汚損等が生じないように十分に注意し、また、養生等の必要な措置を行うこととし、万が一施設等を破損又は汚損した場合は、発注者立会いのもと、その指示に従い請負者の負担において現状に復旧すること。
- (2) 研修所職員の業務、研修生等の授業及び生活に支障を及ぼさないよう十分に配慮すること。

11 保守点検等の報告

- (1) 定期点検を実施した場合は、速やかに「定期点検等報告書」を作成し、研修所に提出すること。また、部品の損耗状態及び交換推奨時期等も併せて報告すること。
- (2) 故障、水漏れ時の緊急対応及び消耗、故障部品の修理並びに補充、調整作業を実施した場合は、その都度文書にて研修所に報告すること。
- (3) 上記定期点検報告書及び文書には、業務実施状況の写真撮影を行い、その画像を報告書に添付すること。

12 空調整備・空調更新工事 提案書作成

- (1) 整備提案に関しては、契約年度毎に整備計画書を作成し、機器の状況に応じて、研修所と協議の上、整備を実施する。
- (2) 空調更新工事等に関しては、機器の状況、部品供給の有無等を十分に把握し、機器更新が必要と判断した場合は、更新提案書を作成すること。
- (3) 提案書の作成・整備業務に関しては、契約の範囲内とする。

13 その他

本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。